

地域共生社会推進事業部生活自立支援班設置要綱

(設置)

第1条 千葉市は、仕事、病気、債務、住まい等の複数の問題を同時に抱えている生活困窮者に対し、就労支援、住宅支援、学習支援等の総合的できめ細かな支援を実施するため、地域共生社会推進事業部の下に生活自立支援班を設置する。

(所掌事務)

第2条 生活自立支援班は、次に掲げる事務を掌る。

- (1) 生活困窮者に対する、就労支援、住宅支援、学習支援等の総合的できめ細かな支援体制の構築及び支援の実施に関すること。
- (2) 貧困対策アクションプランの策定、評価、見直し等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、貧困対策の推進等に関すること。

(組織)

第3条 生活自立支援班は、担当部長、班長及び班員をもって構成する。

- 2 担当部長は、保健福祉局次長をもって充てる。
- 3 班長は、保健福祉局保護課長をもって充てる。
- 4 班員は、別表に定める課の長をもって充てる。

(担当部長及び班長)

第4条 担当部長は、生活自立支援班を総括し、これを代表する。

- 2 班長は、担当部長を補佐し、担当部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 班長は、前項の規定にかかわらず、担当部長から職務を代理することについての指示を受けたときは、その指示を受けた範囲内で、その職務を代理することができる。

(検討会議)

第5条 担当部長は、所掌事務を遂行する上で必要があると認めるときは、班長及び班員を構成員とする会議（この条及び第7条において「検討会議」という。）を開催することができる。

- 2 検討会議は、担当部長が招集し、その議長となる。
- 3 班員は、検討会議に出席できないときは、その指名する者を代理で検討会議に出席させることができる。
- 4 担当部長は、必要があると認めるときは、班員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は班員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(担当者会議)

第6条 班長は、必要な検討及び調整を行うため、担当者による会議（この条及び次条において「担当者会議」という。）を開催することができる。

- 2 前条第2項及び第4項の規定は、班長が担当者会議を開催する場合に準用する。この場合において「その議長となる」とあるのは、「班長又は班長が指名する者が議長となる」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 検討会議及び担当者会議の事務局は、保健福祉局保護課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、生活自立支援班の運営に関し必要な事項は、担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

別表

局 等	課 名
保健福祉局	保健福祉総務課
保健福祉局	地域福祉課
保健福祉局	保護課
保健福祉局	地域包括ケア推進課
保健福祉局健康部	健康企画課
保健福祉局高齢障害部	高齢福祉課
保健福祉局高齢障害部	障害者自立支援課
保健福祉局高齢障害部	精神保健福祉課
こども未来局こども未来部	こども家庭支援課
こども未来局こども未来部	児童相談所
財政局税務部	債権管理課
市民局市民自治推進部	市民自治推進課
経済農政局経済部	経済企画課
都市局建築部	住宅政策課
教育委員会学校教育部	学事課
教育委員会生涯学習部	生涯学習振興課